

2018年11月13日
一般財団法人 中部電気保安協会

一般用電気工作物の定期調査業務における不適切な行為について

当協会が実施している一般用電気工作物^{※1}の定期調査業務（以下、「本業務」という）において、測定結果の改ざん等の不適切な行為がありました。

本業務は、電気事業法第57条^{※2}に基づき登録調査機関として実施するもので、一般のご家庭などにおけるお客さま設備の健全性を4年に1度、定期的に調査することになっています。

当協会は、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県（各県の一部を除く）のお客さまを対象に、本業務を中部電力株式会社から委託され、実施しております。

今回、発覚した不適切な行為は次のとおりで、対象地域は愛知県です。

○集合住宅の共用部分（エレベータ、ポンプ等）及び無線中継局等の配線に対し漏れ電流測定した結果、不良の疑いがあつても、基準値内の数値を記録し結果を良好とし、停電による精密調査が必要とする旨の通知を実施していなかった。なお、基準値を大幅に超過している場合は適切に処理していた。

現時点において不適切行為の内容から、感電や漏電による火災の危険性はないと判断しておりますが、対象となるお客さま（8,702棟）に対し、速やかに調査を行い、お客さまにお知らせします。

今後、同じような事象を起こさぬよう教育を再徹底し、再発防止に努めてまいります。

このたびは、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申しあげます。

以上

※1 一般用電気工作物

600V 以下で受電する需要設備又は小出力発電設備で、構外にわたる配電線路を有さない設備。

小出力発電設備以外の発電設備がない等安全性の高い電気工作物

例) 一般家庭、商店、小規模事業所等の屋内配線等、家庭用太陽光発電・燃料電池発電等の小出力発電設備

※2 電気事業法第 57 条

第 57 条（調査の義務）

一般用電気工作物において使用する電気を供給する者（以下この条、次条及び第 89 条において「電線路維持運用者」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、その供給する電気を使用する一般用電気工作物が前条第 1 項の経済産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし、その一般用電気工作物の設置の場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

2 電線路維持運用者は、前項の規定による調査の結果、一般用電気工作物が前条第 1 項の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術基準に適合するようにするためとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知しなければならない。

3 経済産業大臣は、電線路維持運用者が第 1 項の規定による調査若しくは前項の規定による通知をせず、又はその調査若しくは通知の方法が適当でないときは、その電線路維持運用者に対し、その調査若しくは通知を行い、又はその調査若しくは通知の方法を改善すべきことを命ずることができる。

4 電線路維持運用者は、帳簿を備え、第 1 項の規定による調査及び第 2 項の規定による通知に関する業務に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

5 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない

第 57 条の 2（調査業務の委託）

電線路維持運用者は、経済産業大臣の登録を受けた者（以下「登録調査機関」という。）に、その電線路維持運用者が維持し、及び運用する電線路と直接に電気的に接続する一般用電気工作物について、その一般用電気工作物が第 56 条第 1 項の経済産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査すること並びにその調査の結果その一般用電気工作物がその技術基準に適合していないときは、その技術基準に適合するようにするためとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知すること（以下「調査業務」という。）を委託することができる。

2 電線路維持運用者は、前項の規定により登録調査機関に調査業務を委託したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失つたときも、同様とする。

3 前条第 1 項の規定は、電線路維持運用者が第 1 項の規定により登録調査機関に調査業務を委託しているときは、その委託に係る一般用電気工作物については、適用しない。